

# 第180回理事会及び第150回 通常組合会を開催しました

## 第180回理事会

令和3年1月26日(火)開催

次の内容が議決された

- 第1号議案 関東信越税理士国民健康保険組合規約の一部改正について
- 第2号議案 令和3年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について
- 第3号議案 組合会議員選挙管理委員の選出について
- 第4号議案 第150回通常組合会の招集及び組合会に提出する議案について

## 第150回通常組合会

令和3年2月10日(水)開催

次の内容が議決された

- 第1号議案 関東信越税理士国民健康保険組合規約の一部改正について
- 第2号議案 令和3年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について
- 第3号議案 組合会議員選挙期日の決定について

※すべての議案に対しまして、可決承認をいただきました。

今回の第180回理事会、第150回通常組合会ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して開催を実施いたしました。

# 新型コロナウイルス感染症にかかると 「国民健康保険料の減免」と 「特別傷病手当金の支給」について

令和3年度におきましても、次のとおり継続をさせていただきます。

### ●国民健康保険料減免

対象者：1. り患した組合員 2. 収入減組合員（対前年分収入3割以上減）

減免割合：1. り患した組合員…令和3年度分保険料全額 2. 収入減組合員…収入の減少率による

### ●特別傷病手当金

対象者：次の3つの要件を満たしていることが必要

- ・感染（疑いを含む）したことにより、就業ができない組合員
- ・発熱等の症状のため、4日以上休んでいる
- ・休暇期間中の給与の支払いがない、又は減額

支給額：（直近3カ月の給与合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数

※申請には、所定の申請書類がございます。組合事務局までお問合せください。

